

整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	要			津波	浸食	防護	津波	環境	利用	計画天端高(第2天端高)	計画天端高(第2天端高)					
大瀬田市	水・市				千歳漁港海岸	崖海岸の入江を利用した小湾で、水質、水や、高台に密着。崖海岸は景勝地として有名。	津波 計画天端高 (第2天端高)	浸食 計画天端高 (第2天端高)	防護	津波	環境	利用	◎ □	現状の海岸環境の継承と漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	—			日潮監視や臨時点検に際しては、特に海岸環境の状況の変化に留意する。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港務局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等  
環境対応：◎ 利用対応：□

# 海岸保全施設の整備方針図

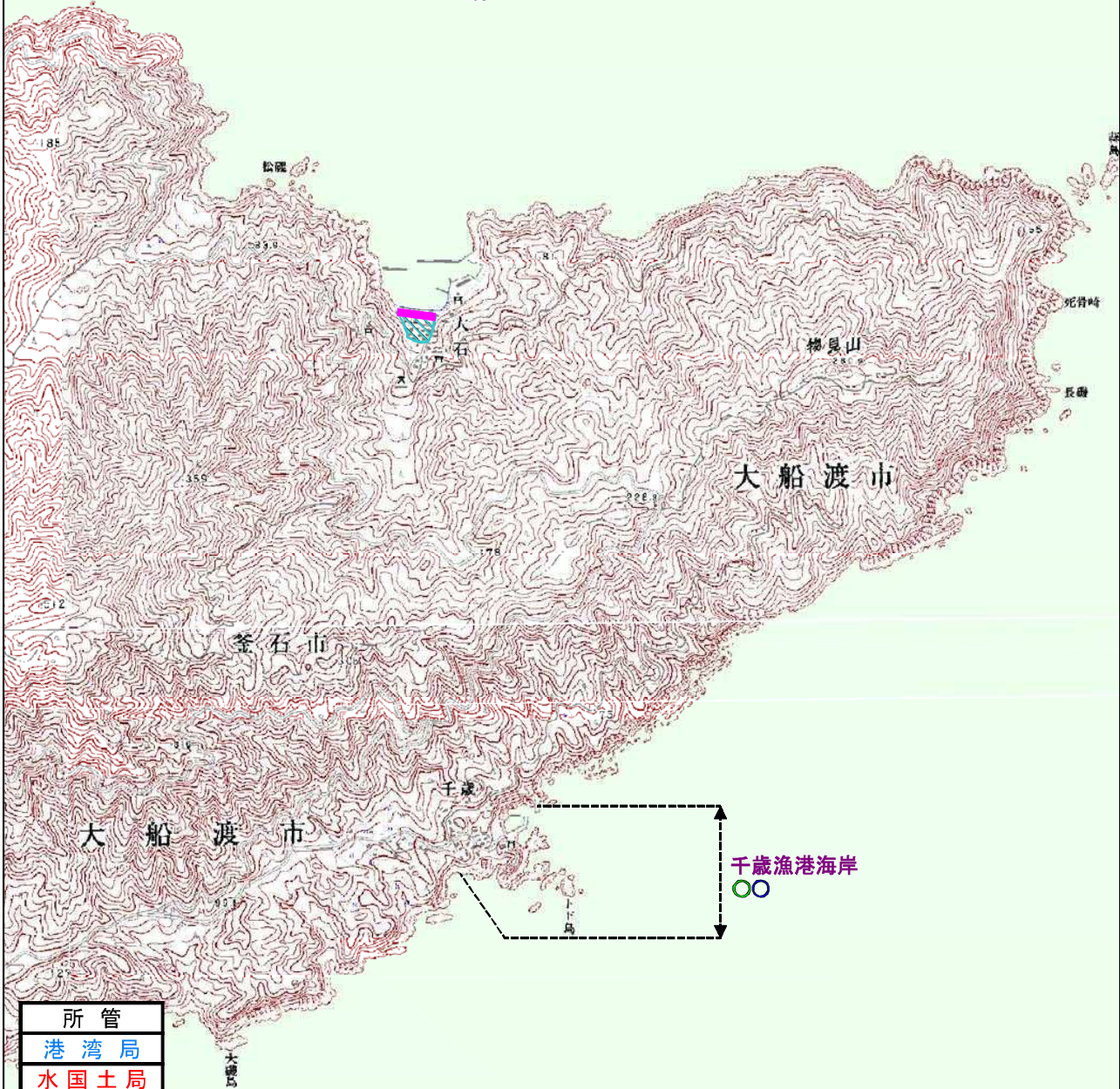


0 100 250 500m

青根寺島

唐丹町  
仙ノ岬

唐丹湾



所管
港湾局
水国土局
水産庁
農村振興局
林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	.....
新設	——	——	.....
既設改良	——	——	.....

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.13

三陸南沿岸 No.13

整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	流域	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	浸食	防波	防波	津波	環境					
大船渡市	水・県	吉浜湾		根臼漁港海岸	吉浜湾の湾奥部に位置し、ホタテ、ホヤ、ワカメが中心。養殖は高台に立地。「吉浜(ヤツヒ)リアウチ」は良質で有名。	(一)	(一)	(一)	◎ □	◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
大船渡市	水・市	吉浜湾		扇浦漁港海岸	吉浜湾の湾奥部、建海岸に立地する小港。刺網、イカ釣り、ホヤ、ワカメ、ホタテ漁が中心。養殖は背後の丘陵地に形成。	(一)	(一)	(一)	◎ □	◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
大船渡市	農・県	吉浜湾	○	沖田農地海岸	磯浜海岸で周囲は農地。	(一)	TP+4.50m (4.50m)	● ○ △ ◎ □	△	● ○ △ ◎ □	施設の健全度を維持・確保する。	堤防L=163m	避難路、避難場所、避難誘導対策へのゾーン面の充実により対応。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
大船渡市	農・県	吉浜湾	○	吉浜農地海岸	吉浜川の河口に位置する。海水浴場として利用され、サケも遡上する。	(一)	TP+7.15m (7.15m)	● ○ △ ◎ □	●	● ○ △ ◎ □	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。海岸保全に必要な施設を検討して、その整備を実施する。保守点検体制の充実や、防護・保全施設の維持管理を実施して、施設の健全性を確保する。現状の海岸環境の継承する。利用者の快適性を高めるための質の高い海岸整備を検討し推進する。	同位置に天端高TP+7.15mの堤防を整備する。	堤防L=94m 欄干1基 離岸堤2基(L=161m)	避難路、避難場所、避難誘導対策へのゾーン面の充実により対応。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
大船渡市	水・市	吉浜湾	○	吉浜漁港海岸	吉浜湾の湾奥部、吉浜川の河口に位置する。刺網、ワカメ漁が中心。建海岸と砂浜海岸から成る。	(一)	(一)	● ○ △ ◎ □	△	● ○ △ ◎ □	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。保守点検体制の充実や、防護・保全施設の維持管理を実施して、施設の健全性を確保する。現状の海岸環境の継承する。利用者の快適性を高めるための質の高い海岸整備を検討し推進する。	天端高TP+7.15mの堤防を整備する。	堤防L=87m	漁民等との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
大船渡市	水・市	吉浜湾		増船漁港海岸	増船港の入江を利用し、サケ、ワカメ、イカ、ホタテ、養殖は高台に立地。	(一)	(一)	◎ □	◎ □	◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		

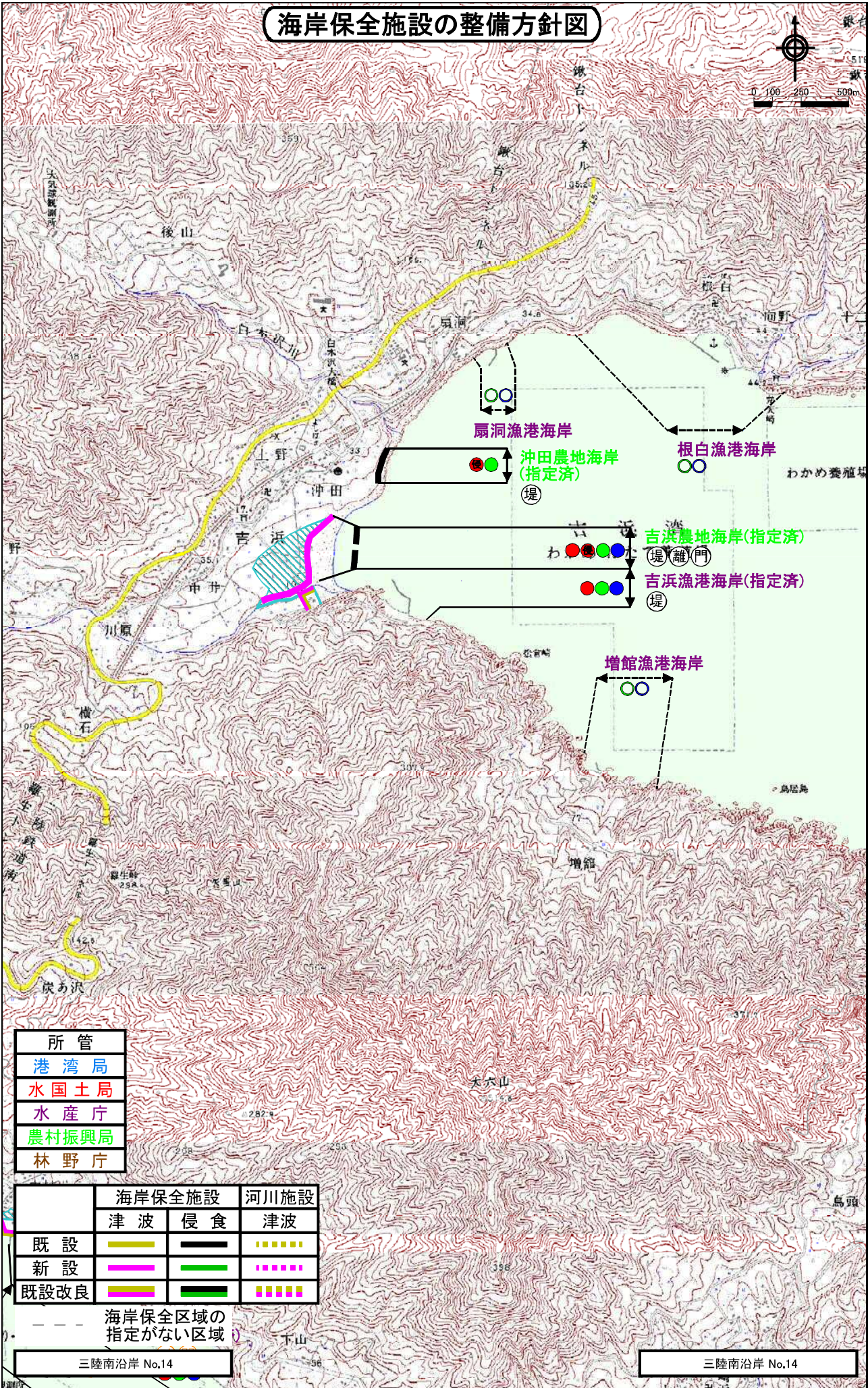
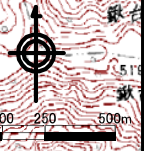
農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応： ●津波対策、 ○侵食などの海岸保全対策、 △保守点検等

環境対応： ◎ 利用対応： □

海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないものは「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など



# 海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	水産庁
水国土局	農村振興局
水産庁	林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	—	—	—
新設	—	—	—
既設改良	—	—	—

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.14

三陸南沿岸 No.14



整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	要			津波	浸食	防護	津波	環境	利用	計画天端高 (第2天端高)	計画天端高 (第3天端高)					
大船渡市	水・市				小笠原海岸	崖海岸の入江を利用した小港で、定置網でのサメ漁が中心。業務は離れた高台に立地。	計画天端高 (第2天端高)	計画天端高 (第3天端高)	津波	浸食	防護	津波	環境	利用	◎ 現状の海岸環境の継承・濫用施設の利用に配慮する。 □ 現状の海岸環境の継承・濫用施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。濫用施設の利用に配慮する。	—		日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港務局 防護対応：●津波対策、○感食などの海岸保全対策、△保守点線等 環境対応：◎ 利用対応：□ 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など																			

# 海岸保全施設の整備方針図



0 100 250 500m

古  
浜  
湾

長茂崎

小壁漁港海岸



小壁崎

北里大学

大 船 渡 市

所 管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	—	—	—
新設	—	—	—
既設改良	—	—	—

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.15

三陸南沿岸 No.15



整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法	
						津波 計画(堤防高) (現況)	津波 計画(堤防高) (現況)	防波	津波	環境						利用
大船渡市	水・県	越喜米湾	○	越喜米湾海岸	越喜米湾の高砂浜に位置する小港で、海面は潮位が中心。背後は山岳地帯で、越喜米湾の丘陵地帯に集落が立地。	計画(堤防高) T.P.+11.50m (7.90m)	計画(堤防高) T.P.+11.50m (7.90m)	●	●	●	●	●	●	●	●	
大船渡市	河・県	越喜米湾	○	越喜米湾海岸	浦浜川、泊川の河口に位置する砂浜海岸であり、背後は崖地や民家。	計画(堤防高) T.P.+11.50m (7.90m)	計画(堤防高) T.P.+11.50m (7.90m)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大船渡市	水・市	越喜米湾	○	泊漁港海岸	越喜米湾の高砂浜に位置する小港で、海面は潮位が中心。背後は山岳地帯に立地。	計画(堤防高) T.P.+11.50m (7.90m)	計画(堤防高) T.P.+11.50m (7.90m)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大船渡市	河・県	越喜米湾	○	下浦海岸	浦瀬川の河口に位置し、波浪が高い。前浜はなく、背後は民家や農地。	計画(堤防高) T.P.+11.50m (7.90m)	計画(堤防高) T.P.+11.50m (7.90m)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大船渡市	水・市	越喜米湾	○	鬼浜漁港海岸	越喜米湾の高砂浜に位置し、集落は山岳の平地に立地。	計画(堤防高) T.P.+4.30m (4.30m)	計画(堤防高) T.P.+4.30m (4.30m)	●	●	●	●	●	●	●	●	●

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応： ●津波対策、○優食などの海岸保全対策、△保守点検等

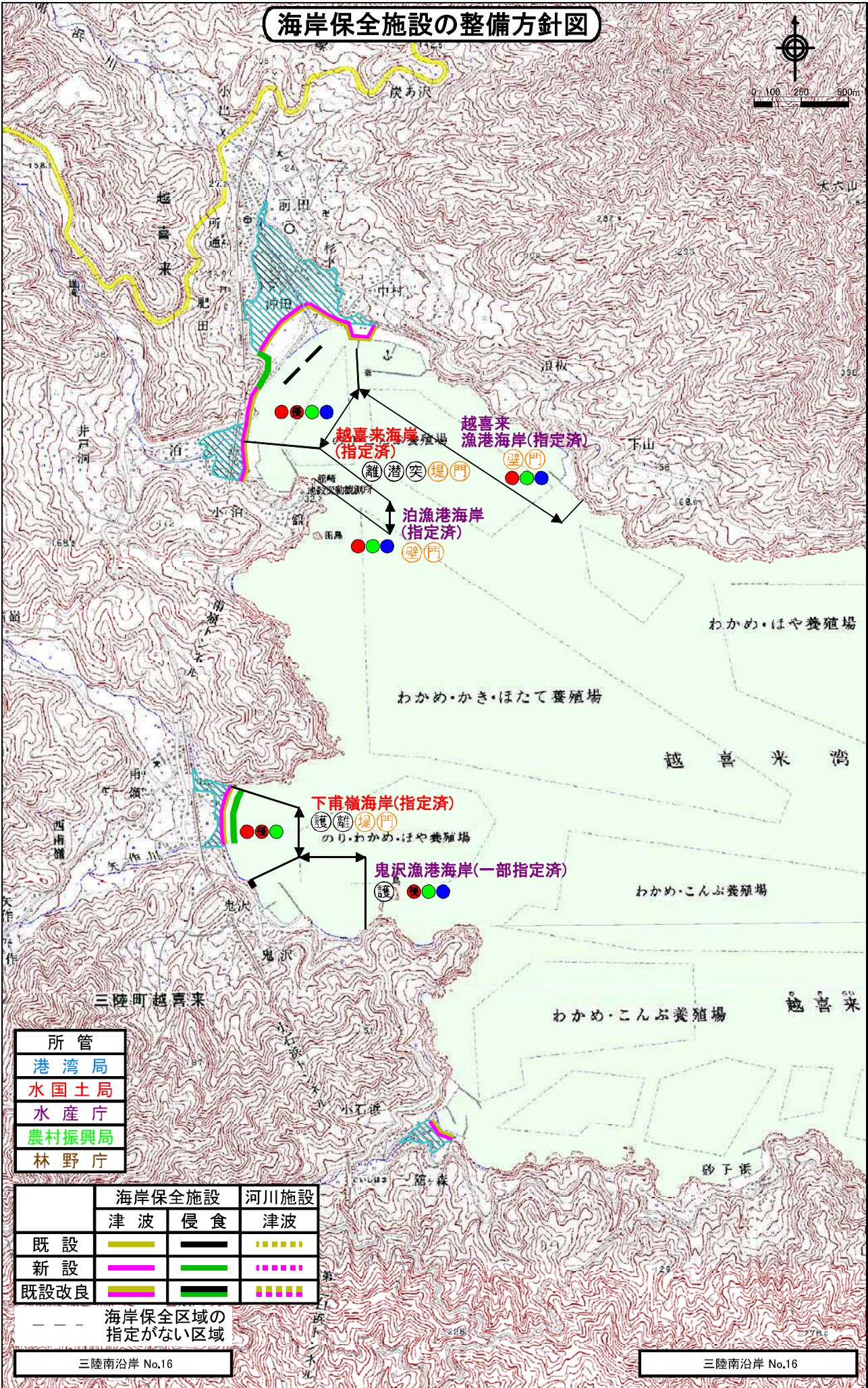
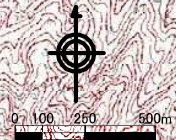
環境対応： ◎

利用対応： □

海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないものは：一般公共海岸など



# 海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	水国土局
水産庁	農村振興局
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	.....
新設	——	——	.....
既設改良	——	——	.....

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.16

三陸南沿岸 No.16



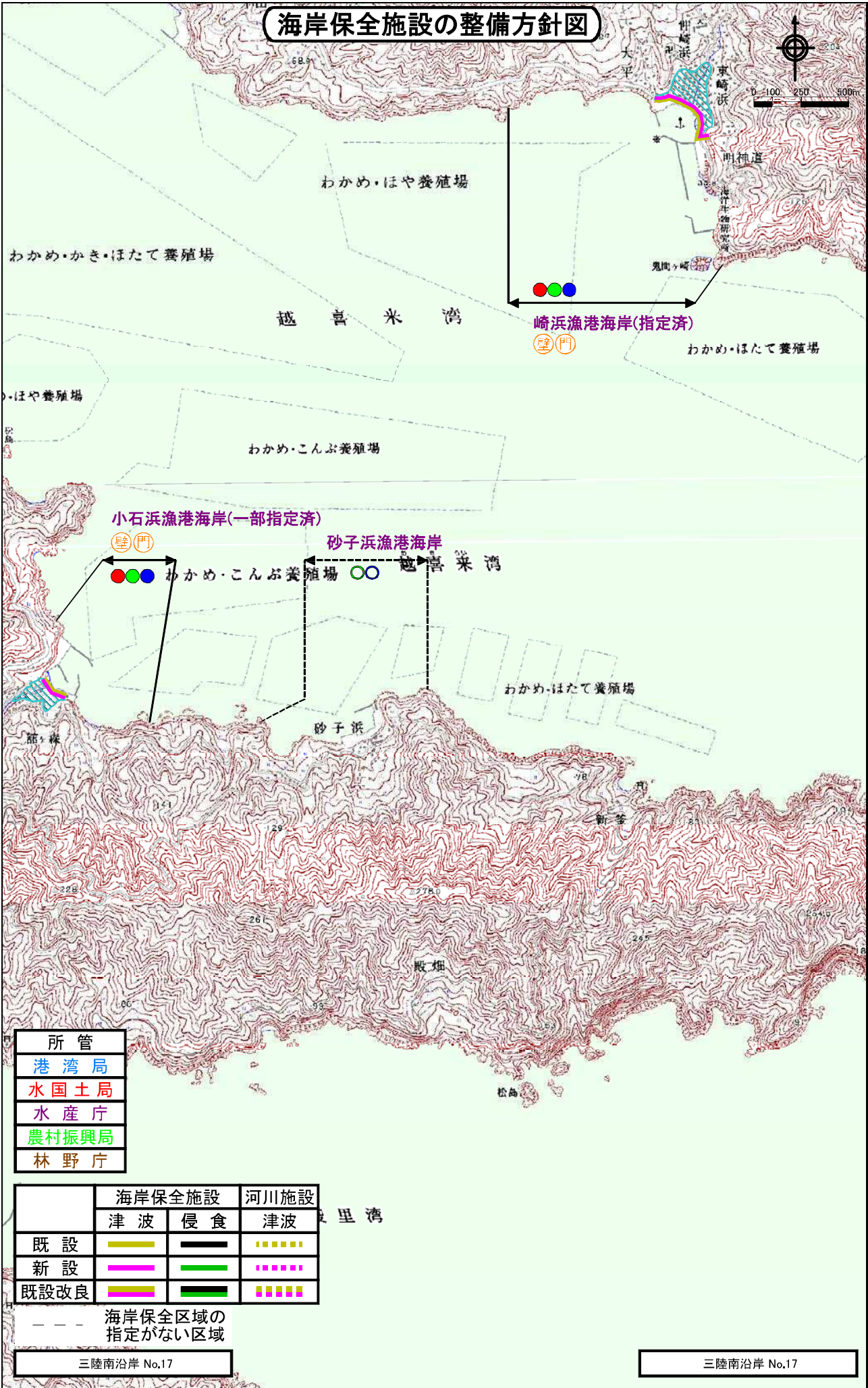
整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	海	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (設備) 目録	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	浸食 計画天端高 (第2天端高)	津波	防波	環境	利用					
大船渡市	水・県	越前湾	○	崎浜漁港海岸	漁港背後の緩やかな斜面に集落が立地。周囲は産海岸となっている。	計画天端高 (第2天端高) T.P.+11.50m (7.90m)	計画天端高 (第2天端高)	津波	防波	環境	利用	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守・管理体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 築港施設の保全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+11.50mの胸壁を整備する。 水門(自動化)、陸門(遠隔化)を整備する。 現状の海岸護岸を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	胸壁L=418m 水門1基 陸門2基	取手県報の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 加設及び施設を維持するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作員等にたい、定期的な点検・整備を行う。
大船渡市	水・市	越前湾	○	小浜漁港海岸	山間部に開けた漁港で、周囲は産海岸から成り、集落は背後の斜面に立地。	計画天端高 (第2天端高) T.P.+11.50m (7.90m)	計画天端高 (第2天端高)	津波	防波	環境	利用	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守・管理体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 築港施設の保全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+11.50mの胸壁を整備する。 水門(自動化)、陸門(遠隔化)を整備する。 現状の海岸護岸を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	胸壁L=145m 水門1基 陸門1基	標準県報の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を維持するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作員等にたい、定期的な点検・整備を行う。
大船渡市	水・市	越前湾		砂子浜漁港海岸	山間部に開けた小港で、周囲は産海岸から成り、集落は背後の丘陵地に立地。	計画天端高 (第2天端高) (一)	計画天端高 (第2天端高)	津波	防波	環境	利用	◎ 現状の海岸護岸を継承する。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸護岸を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防衛対応：●津波対策、○豊食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎ 利用対応：□

# 海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	.....
新設	——	——	.....
既設改良	——	——	.....

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.17

三陸南沿岸 No.17



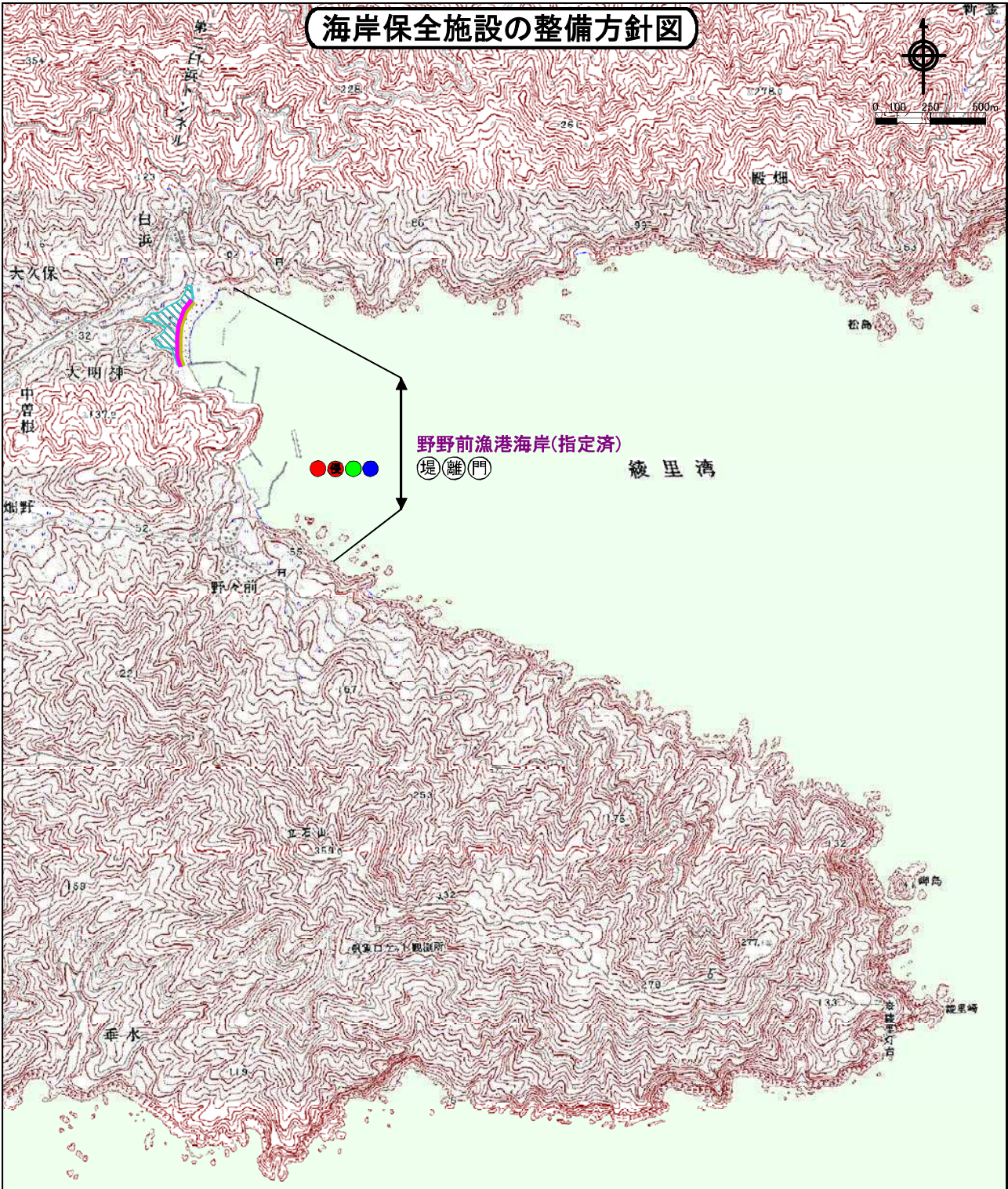
整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	海	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	計画天端高 (第2天端高)	侵食	防波	防波	津波	環境	利用					
大 殺 葉 市	水・市	縫里湾	○	野野前瀬港海岸	縫里湾の湾奥部に位置し、砂浜海岸(海水浴場)に利用し、遊歩道から成る。業者は高台に立地。	津波 計画天端高 (第2天端高)	侵食 計画天端高 (第2天端高)	防波	防波	津波	環境	利用	● 津波防護施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守態勢の充実や、防波・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 砂浜露地の保全に努める。 □ 瀬槽施設の利用に配慮する。	天端高T.P. + 7.90mの堤防を整備する。 水門(自動化)を整備する。 現状の海岸線を引き継ぎ、遊歩道・遊歩道の確保を図る。 遊歩道の利用に配慮する。	堤防L=423m 水門2基 防砂堤2基(L=156m)	砂浜の保全に努める。 業者との調整に配慮する。	日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を維持するため必要な機器・器具等を良好な状態に保つよう、保存原則等に準い、定期的な点検・整備を行う。 利用者が訪れる海岸であるため、日常監視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等

海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など 環境対応：◎ 利用対応：□

# 海岸保全施設の整備方針図



野々前漁港海岸(指定済)  
 (堤)(離)(門) 綾里湾

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	———	———	●●●●●
新設	———	———	●●●●●
既設改良	———	———	●●●●●

--- 海岸保全区域の指定がない区域

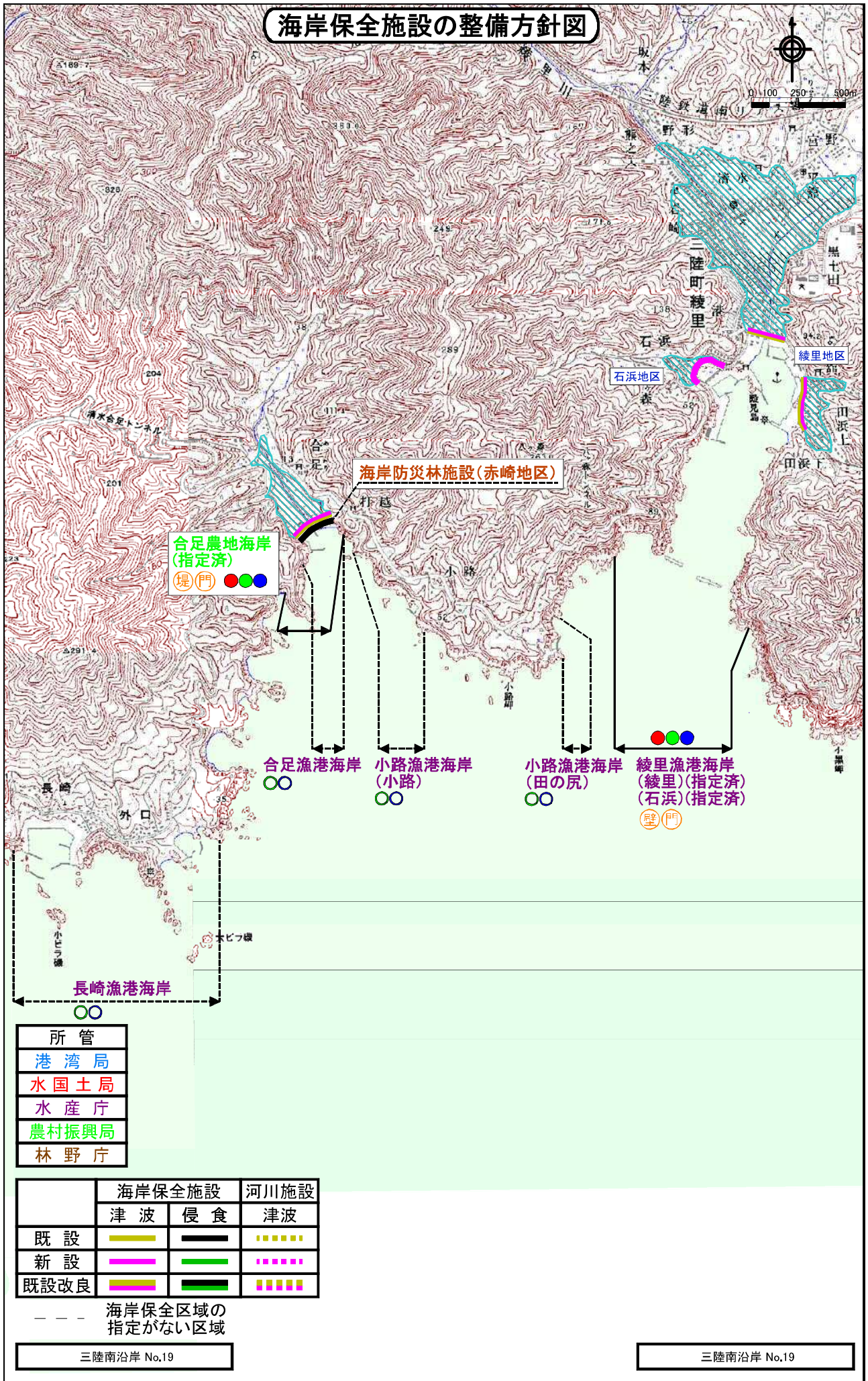


整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	海岸保全区域	海岸名 (地域名、字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防波水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (設備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
					津波	津波	防波	防波	環境					
大船渡市	水・県	○	綾里漁港海岸 (綾里)	綾里川の河口に位置する入江を利用した港湾で、大部分が埋海岸となっており、兼港は高台に立地。	計画天端高 (第2天端高) TP+11.60m (7.90m)	計画天端高 (第2天端高) (-)	津波	津波	●	天端高T.P. + 11.60mの胸壁を整備する。 水門(遠隔化)、陸側(遠隔化)を整備する。現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	胸壁L=907m 水門3基 陸側4基	漁業関係の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な備置・器具等を良好な状態に保つよう、操作原則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	
大船渡市	水・県	○	綾里地区と観見島を挟んで位置する入江を利用した良港で、周囲は埋海岸となっている。	綾里地区と観見島を挟んで位置する入江を利用した良港で、周囲は埋海岸となっている。	TP+11.60m (-)	(-)	津波	津波	●	天端高T.P. + 11.60mの胸壁を整備する。 水門(自動・遠隔化)を整備する。現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	胸壁L=470m 水門1基 陸側2基	漁業関係の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な備置・器具等を良好な状態に保つよう、操作原則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	
大船渡市	水・市		蘆海岸の小入江を利用した小港で、船引き網漁は高台に立地。	蘆海岸の小入江を利用した小港で、船引き網漁は高台に立地。	(-)	(-)	津波	津波	◎	現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	-	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
大船渡市	水・市		山間部に開けた小港で、ワカメ、コンブ、ウニ、アワビが中心。周辺は砂浜海岸で、周囲は埋海岸となっている。集落は高台に立地。	山間部に開けた小港で、ワカメ、コンブ、ウニ、アワビが中心。周辺は砂浜海岸で、周囲は埋海岸となっている。集落は高台に立地。	(-)	(-)	津波	津波	◎	現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	-	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
大船渡市	林・県		海岸線直後に潮害防護保安林を配置して、保安林背後の耕地等を湖の害から保全している。	海岸線直後に潮害防護保安林を配置して、保安林背後の耕地等を湖の害から保全している。	(-)	TP+2.50m (2.50m)	津波	津波	△	施設の健全度を維持・確保する。	堤防L=28m	避難路、避難場所、避難誘導対策へのソフト面の充実により対応。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 検査を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。	
大船渡市	農・県	○	合足漁港の背後で、合足川の河口に位置する。	合足漁港の背後で、合足川の河口に位置する。	(-)	(-)	津波	津波	●	津波対策施設を整備して津波への防波を確保する。 施設及び施設を操作するため必要な備置・器具等を良好な状態に保つよう、操作原則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	堤防L=224m 水門1基 陸側1基	避難路、避難場所、避難誘導対策へのソフト面の充実により対応。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な備置・器具等を良好な状態に保つよう、操作原則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	
大船渡市	水・市		半島先端部に位置し、埋海岸の小入江を利用した良港で、兼港は高台に立地。	半島先端部に位置し、埋海岸の小入江を利用した良港で、兼港は高台に立地。	(-)	(-)	津波	津波	◎	現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	-	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防波対応： ●津波対策、 ○侵食などの海岸保全対策、 △保守点検等  
環境対応： ◎ 利用対応： □

# 海岸保全施設の整備方針図



合足農地海岸  
(指定済)  
堤門

海岸防災林施設(赤崎地区)

合足漁港海岸  
〇〇

小路漁港海岸  
(小路)  
〇〇

小路漁港海岸  
(田の尻)  
〇〇

綾里漁港海岸  
(綾里)(指定済)  
(石浜)(指定済)  
堤門

長崎漁港海岸  
〇〇

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	.....
新設	——	——	.....
既設改良	——	——	.....

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.19

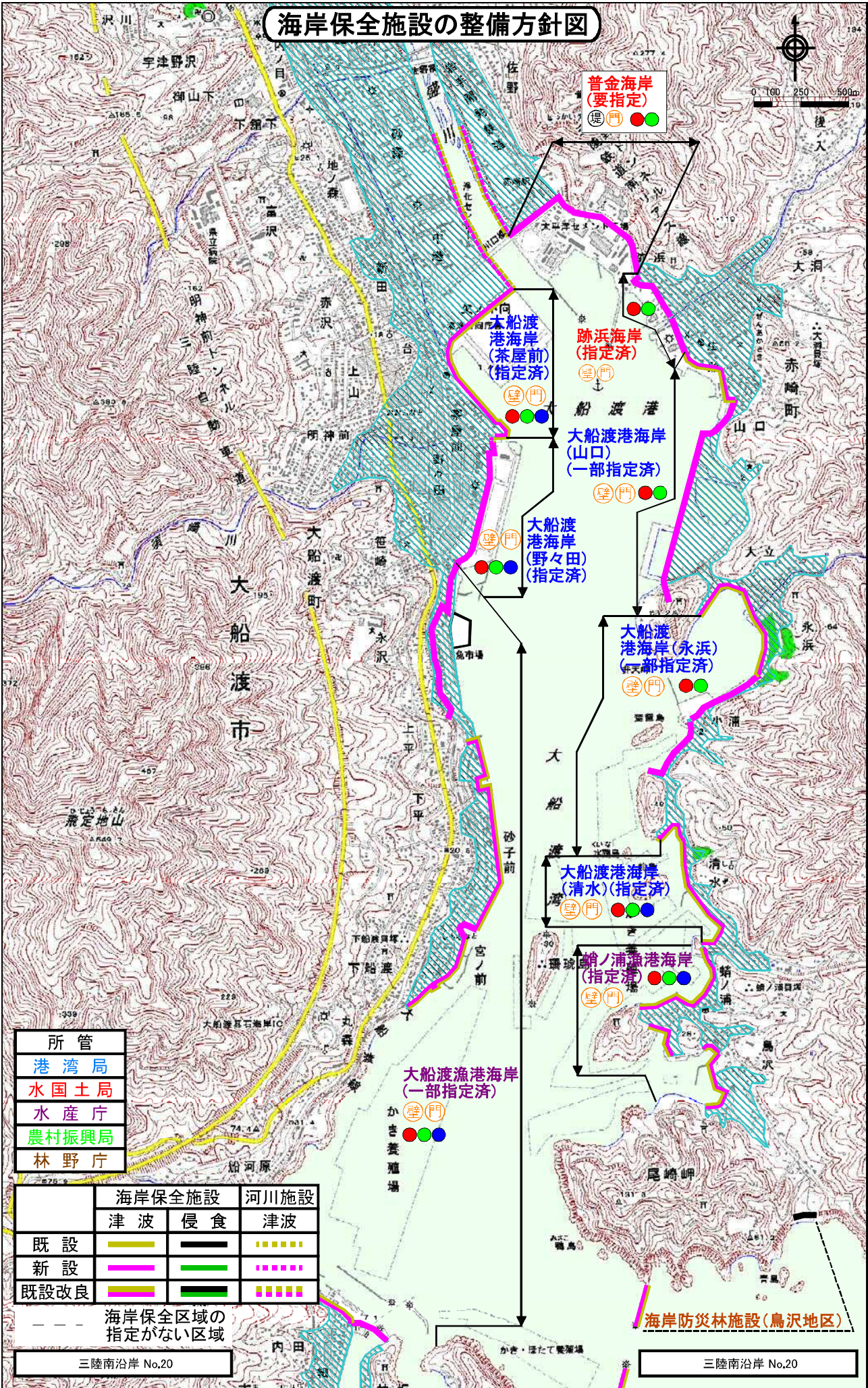
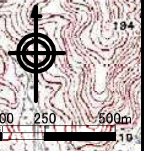
三陸南沿岸 No.19







# 海岸保全施設の整備方針図



普金海岸  
(要指定)  
堤門 ● ● ●

本船渡港海岸  
(茶屋前)  
(指定済)  
堤門 ● ● ● ●

跡浜海岸  
(指定済)  
堤門 ● ● ● ●

大船渡港海岸  
(山口)  
(一部指定済)  
堤門 ● ● ● ●

大船渡港海岸  
(野々田)  
(指定済)  
堤門 ● ● ● ●

大船渡港海岸(永浜)  
(一部指定済)  
堤門 ● ● ● ●

大船渡港海岸(清水)  
(指定済)  
堤門 ● ● ● ●

蛸ノ浦漁港海岸  
(指定済)  
堤門 ● ● ● ●

大船渡漁港海岸  
(一部指定済)  
かき養殖場 ● ● ● ●

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.20

三陸南沿岸 No.20

海岸防災林施設(鳥沢地区)